

コンプライアンス委員会規程

制定 令和 8 年 3 月 15 日 施行 令和 8 年 4 月 1 日

第 1 条（目的）

本規程は、本法人（以下「連盟」という。）定款第 33 条に基づき設置されたコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に係る任務、構成及び運営について細則を定めることを目的とする。

第 2 条（委員）

委員会は、次に定める委員により構成する。

- (1) 理事 7 名以内
- (2) 学識経験者 4 名以内

第 3 条（選任）

委員は、理事長の推薦に基づき理事会で選任する。

第 4 条（委員長）

委員長は、委員の中から理事会の決議により選定する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会において定める順序により委員が委員長の職務を行う。

第 5 条（任務・権限）

委員会は、次のとおりの事項を審議し決議する権限を有する。

- (1) 賞罰規程第 1 条に基づく表彰
- (2) 賞罰規程第 2 条に基づく懲罰
- (3) 大会参加資格規程第 4 条 3 項に基づく大会参加資格の有無
- (4) 連盟のコンプライアンスに係る事項
- (5) その他理事会から諮問された事項

第 6 条（委員の責務）

委員は、在任中及び離任後を含め、委員会での審議の内容につき秘密を遵守し他に漏洩することはできない。ただし、理事会への報告その他理事会から開示を求められた場合はこの限りでない。

第 7 条（開催）

委員会は、必要に応じて開催する。

第 8 条（招集）

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の 3 分の 1 以上から委員会開催の求めがあったときは、委員長は 2 週間以内の期日において委員会を招集しなければならない。
- 3 招集は書面、又は電磁的方法により行う。

第 9 条（議長）

委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第 10 条（定足数）

委員会は、過半数の委員の出席により成立する。

- 2 委員は他の委員その他の者に対し出席及び議決権行使を委任することはできない。

第 11 条（委員会の開催方法）

委員会は、対面による会議を原則とする。

- 2 前項にかかわらず、委員の過半数の同意により、委員が影像及び音声の送受信により同時に通話することができる方法によって開催することができる。
- 3 前各項にかかわらず、審議内容が軽微なものと認められるときは、委員長は書面による審議及び議決によって委員会の審議及び議決に替えることができる。ただし、委員から異議があったときはこの限りでない。

第12条（審議）

委員会は、審議にあたり、定款第5条に定める連盟の構成員に対し、事実関係その他の事項の照会、調査及び資料の提出を求めるほか、必要に応じて委員会への出席を求めることができる。

- 2 審議の対象となった者（以下「対象者」という。）は、審議にあたり委員会に対し、書面により弁明する機会を求めることができる。

第13条（決議）

委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く出席した委員の過半数をもって行う。

第14条（決議の告知）

委員会が議決したときは、すみやかに書面をもってその議決結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、すみやかに対象者に対し議決結果を告知しなければならない。

（議事録）

第15条 委員会の議事については議事録を作成し、出席した委員長及び他の委員1名がこれに署名又は捺印して連盟に保存する。

- 2 委員会の議事録は、公開しない。

第16条（表彰）

賞罰規程第1条において、委員会は、理事会に対して、必要に応じて表彰者を推薦することができる。

- 2 賞罰規程第1条に定める表彰については、賞罰規程に定めるところによる。

第17条（懲罰）

賞罰規程第2条に定める懲罰については、賞罰規程に定めるところによる。

- 2 賞罰規程に定めのない事項については、本規程を適用し、手続については次条以下の定めを準用する。

第18条（大会参加資格）

大会参加資格の有無に係る審議については次条以下の手続により行う。

第19条（転入学の報告）

生徒について転入学があった時は、転出学校及び転入学校は、各別に、直ちに当該地区連盟を通して連盟に所定の書面により資料を添えて報告しなければならない。この場合、転出又は転入があった日から各3週間以内に連盟に報告がされることを目安とする。

- 2 当該地区連盟は、当該学校より報告を受けたときは、当該書面を直ちに連盟に提出しなければならない。
- 3 当該地区連盟は、前項のほか、委員会の審議までに、資料を添えて書面にて委員会に対し意見を述べるることができる。
- 4 委員長は、第1項及び第3項に定める書面及び資料を踏まえ、当該地区連盟、当該学校及

び対象者に対し、期限を指定して、さらに事実関係その他の事項について照会、調査及び資料の提出を求めることができる。

5 当該地区連盟及び当該学校が前各項に違反した時は、賞罰規程第2条1項に当たるものとする。

第20条（審議の開始）

委員会は、前条の報告があったとき、又は職権により、対象者の大会参加資格の有無について審議を開始する。

第21条（対象者の地位）

転入学した生徒に対し、連盟への報告の有無にかかわらず委員会の決議があるまで、連盟及び当該地区連盟は大会参加資格を有する者として扱わなければならない。

第22条（改正）

本規程は、理事会の議決により改廃する。

第23条（その他）

本規程に定めのない事項の取扱いについては手続に係る条理に基づくものとする。